

# 提案地方公共団体等 提出資料

通番	ヒアリング事項	ヒアリング団体	ページ
10	放課後児童クラブの補助条件の見直し(5件)	神戸市	—
		相模原市	1
		鳥取県	2
35	地域限定通訳案内士の育成・確保に係る事務の都道府県への移譲(1件)	鳥取県	—
24	水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し(1件)	埼玉県	3~5
18	鳥獣捕獲許可等の市町村への移譲(3件)	埼玉県	6
47	保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し(17件)	埼玉県	7~8
		東京都	9~15
		兵庫県	—
		九州地方 知事会 (佐賀県)	16~19
48	認可外保育施設に係る市町村への権限移譲(1件)	埼玉県	20
7	認可外保育所が認可保育所に移行する際の経済的基礎の条件の緩和(1件)	埼玉県	—
8	保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止(1件)	兵庫県	—
49	臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲(1件)	兵庫県	—
55	産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し(7件)	兵庫県	—
		九州地方 知事会 (福岡県)	—
		神奈川県	—
53	旅館業等の許可等に係る暴力団排除のための不許可事由の見直し(3件)	九州地方 知事会 (福岡県)	21
		九州地方 知事会 (佐賀県)	22
23	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲(2件)	九州地方 知事会 (福岡県)	23
		神奈川県	—
36	CIQ業務権限の都道府県への移譲(1件)	佐賀県	24~37

## 相模原市における放課後児童クラブについて

## 1 入会児童数等の推移(各年度5月1日現在)

## (1) 公立児童クラブ

年 度	施設数	定 員 (人)	入会児童数 (人)	保留 児童数(人)
H21	66	3,235	3,787	211
H22	66	3,305	3,877	84
H23	66	3,305	3,858	50
H24	66	3,700	3,881	148
H25	66	3,805	3,977	165
H26	66	4,043	4,205	199

## (2) 民間児童クラブ

年 度	施設数	入会児童数(人)
H21	13	332
H22	15	369
H23	16	419
H24	18	475
H25	20	526
H26	21	580

## 2 施設数(平成26年5月1日現在)

## (1) 公立児童クラブ 65校(全72校)で実施

単位:箇所

施設形態	学校の 余裕教室	学校敷地内 専用施設	児童館・ 児童センター	公有地 専用施設	合 計
第1児童クラブ	16	22	24	4	66
第2児童クラブ	12	5	6	3	26
合 計	28	27	30	7	92
	30.5%	29.3%	32.6%	7.6%	100%

※実施箇所の約6割において学校施設等を利用している状況

## (2) 民間児童クラブ 21施設で実施

単位:箇所

施設形態	民家・ アパート	貸し店舗・ 事務所	保育所	幼稚園	合 計
児童クラブ	8	10	1	2	21
	38.1%	47.6%	4.8%	9.5%	100%

## 【参考資料】鳥取県の放課後児童クラブの実施状況について

子育て応援課  
平成26年8月19日

### 1 県内の放課後児童クラブの実施状況

#### 国庫補助対象外のクラブ数の推移

	H23	H24	H25	H26(予定)
対象外クラブ数	10クラブ	9クラブ	5クラブ	6クラブ
10人未満のクラブ数	6クラブ	8クラブ	4クラブ	6クラブ
開設日数が250日未満で 10人~19人のクラブ数	4クラブ	1クラブ	1クラブ	0クラブ
全クラブ数	135クラブ	137クラブ	138クラブ	147クラブ

※夏休みのみ開設のクラブを含めず(H23~H25:1クラブ、H26:2クラブ)

### 2 単県助成制度

#### (1) 小規模クラブの運営費に関する助成制度(H25)

5~9人で実施している小規模クラブについて、運営費を助成。

また、児童数10~19人、開設日数250日以上为国庫補助対象クラブの運営費に552千円の上乗せ助成。

区分	単県事業			国庫事業対象	
	5人~	5人~19人	5人~9人	10~19人	20人~
対象児童数	5人~	5人~19人	5人~9人	10~19人	20人~
開設日数	25~199日	200~249日	250日以上	250日以上	200~249日
補助基準額	1,745千円×日数/250日		1,745千円	1,193千円 552千円 ※かさ上げ	2,059千円 ※特例分

※着色枠内は単県補助

※特例分とは、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日開所する必要がない場合に国庫補助対象とするもの。

#### (2) 小規模クラブの実施状況と補助額(H25実績)

(単位:円)

市町村名	クラブ名	実績報告				
		受入児童数	開設日数	補助対象経費	限度額	補助金額
A市	aクラブ※	8人	247日	2,808,220	2,080,000	1,040,000
	bクラブ※	13人	247日	2,654,340	2,080,000	1,040,000
	小計	小計	5,462,560	4,160,000	2,080,000	
B町	cクラブ※	6人	242日	2,409,112	2,059,000	1,029,000
	dクラブ	9人	25日	633,478	419,000	209,000
	小計	小計	3,042,590	2,478,000	1,238,000	
C町	eクラブ	9人	257日	3,391,470	2,477,000	1,238,000
	fクラブ	9人	256日	1,733,856	2,491,000	1,245,000
	小計	小計	5,125,326	4,968,000	2,483,000	
合計				13,630,476		5,801,000

(注1)※印の付いているクラブが特別交付税の対象

(注2)dクラブについては夏休み期間のみ開設のクラブ

# 水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し

水素ステーションの設置について規制改革実施計画（次世代自動車の世界最速普及）に基づき、速やかに規制を緩和すること	
提案事項	水素ステーションの設置について規制改革実施計画（次世代自動車の世界最速普及）に基づき、速やかに規制を緩和すること
具体的項目	①公道との保安距離の短縮 ②液化水素ステーション基準の整備 ③水素ステーションの使用可能鋼材に係る性能基準の整備 ④水素ステーションに係る設計係数の低い設備等の技術基準適合手続の簡略化 ⑤小規模な圧縮水素ステーション基準の整備
内容	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 高圧ガス保安法 特定設備検査規則
効果等	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則
①公道との保安距離の短縮	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 水素ディスプレイセンサーと公道との保安距離（現行6m）をガソリンスタンド並み（4m）に短縮する
②液化水素ステーション基準の整備	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 現在未整備の液化水素ステーションの技術基準を整備する
③水素ステーションの使用可能鋼材に係る性能基準の整備	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 海外で使用実績のある鋼材を国内の水素ステーションで使用可能とする
④水素ステーションに係る設計係数の低い設備等の技術基準適合手続の簡略化	高圧ガス保安法 特定設備検査規則 水素ステーションに係る設備等の設計係数（現行4倍）を欧米並み（2.4倍）に緩和するための手続の簡略化を図る
⑤小規模な圧縮水素ステーション基準の整備	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 現在未整備の小規模な圧縮水素ステーションの技術基準を整備する
内容	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 現在未整備の小規模な圧縮水素ステーションの技術基準を整備する
効果等	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 基準が未整備のため、小規模な水素ステーションに対し、大規模並みの設備等が要求されている。基準を整備することにより小規模な水素ステーションの設置コストが削減されるとともに、普及が促進される

水素エネルギー・燃料電池自動車の普及を図る上では、水素ステーションの整備が重要であり、規制緩和を著実に進め、水素ステーションの設置を促進すべき

1. 公道とディスペンサーの保安距離の短縮（高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則第 7 条の 3 第 1 項第 2 号）

水素ディスペンサーと公道との保安距離は、ガソリンディスペンサーとの距離（4 m）より長い 6 m に規定されている。このため、必要敷地面積が大きく、コスト（固定費）が高くなるとともに、用地選定が困難となっている。このため、保安距離をガソリンスタンド並みの 4m に短縮するため、一般高圧ガス保安規則を改正する必要がある。

2. 液化水素スタンド基準の整備①（高圧ガス保安法・一般高圧ガス保安規則・新規）

現在、液化水素スタンドの基準が整備されていないため、液化水素スタンドが市街地に設置できない。液化水素は圧縮水素と並び、水素の大量貯蔵方法であり、液化水素スタンドが市街地に整備できない場合、水素スタンドの整備の選択肢を狭めることとなり、水素スタンドの普及に支障がある。

このため、一般高圧ガス保安規則を改正し、圧縮水素スタンドと同様に新たに液化水素スタンドの基準を整備する必要がある。

また、高圧ガス保安法上の手続きが済み次第、消防法上の安全対策や、建築基準法第 48 条に基づく自治体への技術的助言を行う必要がある。

3. 水素スタンドの使用可能鋼材に係る性能基準の整備（一般高圧ガス保安規則 例示基準の改正）

現在はステンレス等定められた鋼材しか水素スタンドに使用できない。このため、海外で使用実績のあるクロムモリブデン鋼等の鋼材を使用した水素スタンドの設備を輸入し、使用することができない。このため、水素スタンドのコストが上昇している。水素スタンドを普及させるため、我が国の水素スタンドにおいても海外で使用実績のある鋼材が使用できるよう、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、一般高圧ガス保安規則の例示基準を見直す必要がある。

4. 水素スタンドに係る設計係数の低い特定設備、配管等の技術基準適合手続の簡略化（特定設備検査規則第 12 条の改正）

水素スタンドに係る特定設備、配管等の設計係数については、ドイツ、米国等諸外国の設計係数が 2.4 倍であるのに対し、日本は 4 倍であり、諸外国よりも厳しい。このため、海外で使用している部品が使用できない。また、水素スタンドのコストが諸外国に比べ高くなっている。このため、大臣特別認可を受けなくても 2.4 倍で設計、製造できるよう、特定設備検査規則第 12 条を改正する必要がある。

5. 第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンド基準の整備（高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 新規整備）

公共機関等の防災拠点や燃料電池自動車の販売店等は敷地が狭く、大規模な水素スタンドを設置することができない。しかし、これらにはより小規模な水素スタンドの設置が求められるところ、大規模な圧縮水素スタンドしか設置できない。このため、小規模な圧縮水素スタンドの設置を促進すべく、一般高圧ガス保安規則を改正し、高圧ガス保安法上の第二種製造者であって、製造に係る 1 日当たりの処理能力が 30 立方メートル未満の圧縮水素スタンドに係る技術基準を新たに整備する必要がある。

また、高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法第 48 条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う必要がある。

# 鳥獣捕獲許可等の市町村への移譲

提案事項	有害鳥獣の捕獲許可等の市町村への移譲	鳥獣飼養の登録の市町村への移譲	販売禁止鳥獣の販売許可等の市町村への移譲
移譲事務	有害鳥獣捕獲等の許可、許可証等の交付、違反者に対する措置命令、許可の取消等	鳥獣の飼養の登録、登録票交付等	販売禁止鳥獣等（ヤマドリ及びその卵とそれらを加工した食料品）の販売許可、許可証交付、違反者に対する措置命令、許可の取消等
本県の移譲状況	県内の全63市町村に特例条例により権限移譲済（平成20年度に移譲完了）	県内の全63市町村に特例条例により権限移譲済（平成12年度に移譲完了）	県内の61市町村に特例条例により権限移譲済
効果	現場に近く地域の実情に詳しい市町村が処理することで、住民からの相談や通報に対して、迅速な調査や地元狩猟者との円滑な連携がしやすく、農作物被害等に速やかに対応できる。	現場に近く地域の実情に詳しい市町村が処理することで、住民からの問い合わせや相談に対して、迅速に対応できる。	現場に近く地域の実情に詳しい市町村が処理することで、住民からの相談や通報に応じた事業者指導等に、迅速に対応できる。

現行法では都道府県の権限となっているが、事務の内容や権限移譲の状況を踏まえ、都道府県と市町村の法律上の役割分担を見直すべき



## 地方分権改革に関する提案募集 (埼玉県)

### 提案事項

保育所に配置する職員数や居室面積に係る義務付け・枠付けの見直し

### 求める措置の具体的内容

保育所における居室等の面積、保育士の配置について、従うべき基準から標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすること。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

#### 【制度改革の必要性等】

住民に身近な行政サービスである保育所の設置運営基準については、地域ごとの事情は千差万別であることから、全国一律の規制を行うのではなく、地方自治体の裁量の余地を広げ、地域の実情に応じた基準を設定できるようにすることが必要である。

(待機児童が多く、地価が高く市街地が過密した都市部と、待機児童が少なく、地価も比較的安価で土地利用にゆとりのある地域とを一律に同じ基準で縛ることは不合理である。)

そのため、児童福祉法第45条第2項第2号等により従うべき基準とされている保育所における居室等の面積、保育士の配置について、標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすべきである。

#### 【制度改革の経緯】

第1次一括法に基づき、平成24年4月から児童福祉施設・サービスの人員・設備・運営基準等は都道府県等の条例に委任され、人員・居室面積等の厚生労働省令で定める基準は従うべき基準、その他は参酌すべき基準とされた。

ただし、保育所の居室面積基準について、地価が高く、待機児童が100人以上いる地域において厚生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までの間は、「標準」とする特例措置が創設された。

(平成23年9月に34都市が指定され、その後の追加等で現在は40都市(埼玉県内は3市))

埼玉県においては、平成24年12月議会で埼玉県児童福祉法施行条例を制定し、第1次一括法附則第4条の規定により厚生労働大臣が指定した地域は平成27年3月31日までの間、満1歳以上満2歳未満の幼児に限り、1人当たり居室面積を2.5㎡まで緩和可能とした。

特例措置の対象となった都市のうちの全てが独自基準を適用しているわけではないが、それらにおいても十分に検討し、自ら判断した結果である。

#### 【地方分権改革推進委員会第3次勧告における委員会の認識要旨】

下記の地方分権改革推進委員会の第3次勧告における委員会の認識を踏まえ、他の地域についても自ら判断できるようにすることが分権型社会を進める上で不可欠である。

「義務付け・枠付けの見直しとは、国が全国一律に決定し、地方自治体に義務付けていた基準、施策等を、地方自治体自らが決定し、実施するように改める改革であり、これによって、各地域において、その地域の実情に合った最適なサービスが提供され、最善の施策が講じられるよう、国と地方自治体の役割分担を見直すものである。

全国知事会等の提言等にある現実の具体的なニーズに対して、国の基準であることを維持したままで、その都度、国が個々に基準の見直し措置を講じたりするだけでは、地方分権改革の名には値しない。

地方分権改革を進め、「地方政府」を確立する観点からは、地方自治体がサービス、施策等のあり方についての説明責任を負うべきであり、何らかのニーズに対応する見直しの必要性の判断も、地方自治体の責任において行うようにしなければならないというのが当委員会の基本認識である。」

地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会 説明資料

- 1 子ども・子育て支援新制度における保育サービス設置・運営基準比較表
- 2 子ども・子育て支援新制度における保育サービス別 保育士資格要件と国からの給付
- 3 都内の保育サービスの状況について（平成26年7月31日 東京都プレス発表資料）

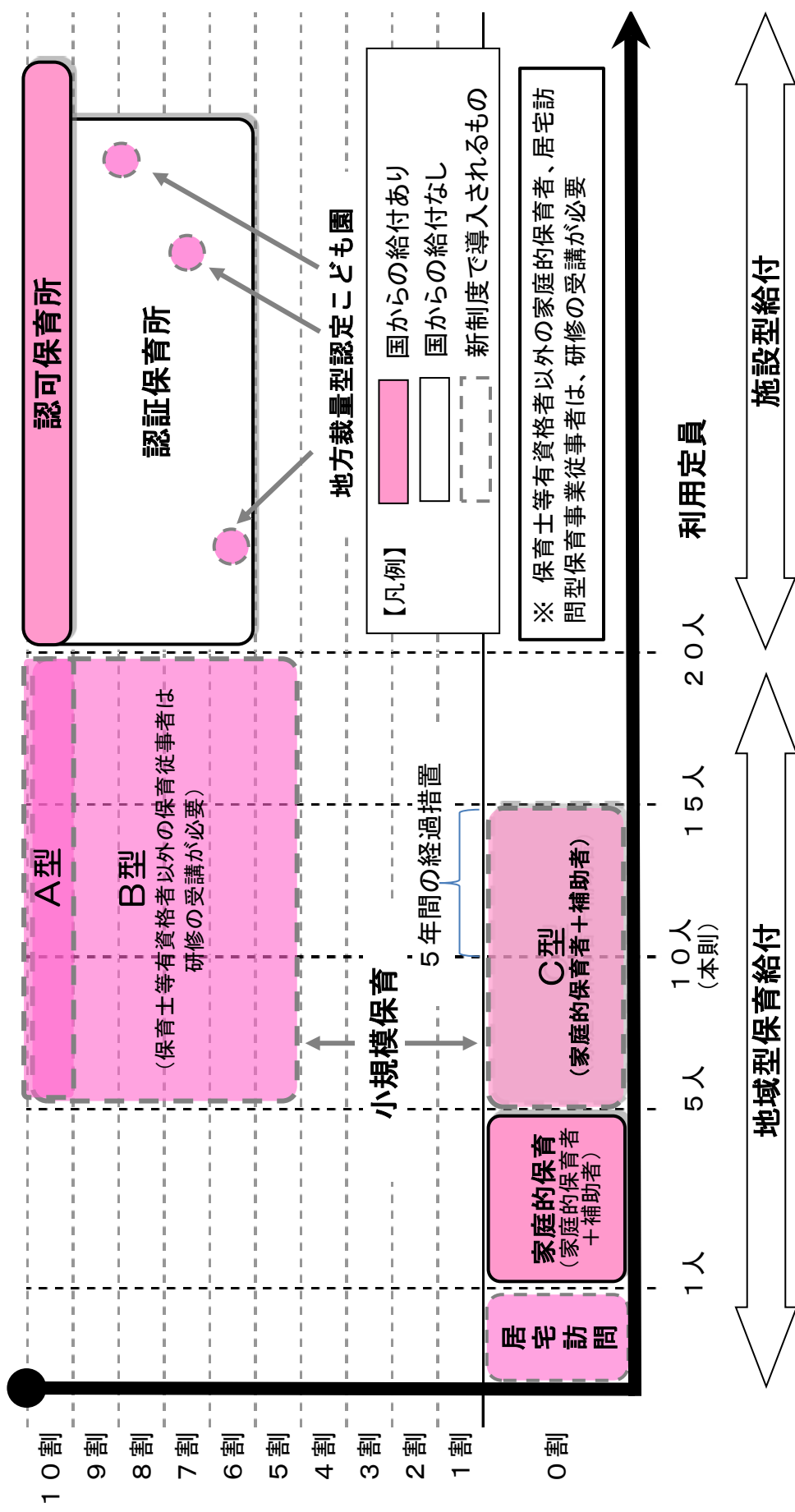
平成26年8月19日

東京都福祉保健局

## 子ども・子育て支援新制度における保育サービス設置・運営基準比較表

区分	認可保育所	認証保育所	小規模保育所	家庭的保育事業
1 設置者	区市町村、社会福祉法人、民間事業者等	民間事業者等	区市町村、民間事業者等	区市町村、民間事業者等
2 申込方法 入所決定	区市町村に申し込み、区市町村が入所決定	認証保育所へ申し込み、利用者と施設が 直接契約	「保育に欠ける児童」が対象であるため、区市 町村と施設の調整により定める	区市町村又は施設へ申し込み、利用者と直接契 約
3 規模	20人以上（平均 101.2人）	①A型 20～120人（平均 35.6人） ②B型 6～29人（平均 20.5人）	A型・B型 6～19人（0～2歳児） C型 6～15人以下（0～2歳児） ※ 定員の範囲内で3歳児以上の受入可能 （特例給付）	～5人（0歳～2歳児）
4 施設基準	東京都児童福祉施設の設備・運営の基準に 関する条例	認可保育所に準じた都独自の基準	区市町村条例 ※ 本資料においては厚生労働省令（平成26年第61号）の基準を記載	
乳児室、ほふく室 （0、1歳児室）	1人当たり3.3㎡以上 （ただし、国が指定する期間・地域に限り、年 度途中2.5㎡まで弾力化可能）	①A型 3.3㎡以上 （年度途中2.5㎡まで弾力化可能） ②B型 2.5㎡以上	A型・B型 3.3㎡以上 C型 3.3㎡以上	保育者1人につき9.9㎡（児童3人まで）の 専用部屋 （4人目以降、3.3㎡を加算）
	(1) 1人当たり1.98㎡以上 (2) 2歳以上児1人当たり3.3㎡以上 （付近の代替場所でも可）	同左	(1) A型・B型 1.98㎡以上 C型 3.3㎡以上 (2) 2歳以上児1人当たり3.3㎡以上 （付近の代替場所でも可）	敷地内に幼児の遊戯等に適する広さの庭 （付近の代替場所でも可）
5 職員	東京都児童福祉施設の設備・運営の基準に 関する条例	認可保育所に準じた都独自の基準	区市町村条例 ※ 本資料においては厚生労働省令（平成26年第61号）の基準を記載	
保育従事者	保育士	保育士以外の者も可（資格要件なし） ただし、6割以上は保育士等の有資格者	A型 保育士 B型 2分の1以上が保育士等有資格者 （保育士等有資格者以外の保育従事者は 研修受講が必要） C型 家庭的保育者	家庭的保育者（保育士以外の者も可（研修了 等の要件有））
	・ 0歳児 : 3人につき1人以上 ・ 1、2歳児 : 6人につき1人以上 ・ 3歳児 : 20人につき1人以上 ・ 4歳以上児 : 30人につき1人以上	同左	A型・B型 認可保育所の配置基準 C型 年齢を問わず3人につき1人 （ただし補助者を置く場合5名まで）	保育者1人につき児童3人まで、補助者配置で 児童5人まで
加配	定員90人以下+1名 （私立保育所の運営費負担金の規定）	定員90人以下+1名	A型・B型の場合+1名	
6 開所時間	11時間が基本	13時間以上が基本	8時間が基本	8時間が基本
7 財政支援	施設型給付	なし	地域型給付	地域型給付

# 子ども・子育て支援新制度における保育サービス別 保育士資格要件と国からの給付



保育士資格要件



## 都内の保育サービスの状況について

都内における平成 26 年 4 月 1 日現在の保育サービス利用状況等がまとまりましたのでお知らせします。保育サービス利用児童数は、11,577 人増の 234,911 人となりました。しかし、就学前児童人口の増加や保育所入所申込率の増加により、保育所入所申込者数も増加したため、待機児童数は 8,672 人と昨年に引き続き増加しました。

### 利用児童数や待機児童数等の状況

○ **保育サービス利用児童数（※）が増加 11,577 人増加【表 1】**

※ 認可保育所・認証保育所・認定こども園・家庭的保育事業・小規模保育事業・定期利用保育事業・区市町村単独保育施策の利用児童数合計

○ **保育所入所待機児童数が増加 8,672 人（555 人増加）【表 3(1)】**

### 区市町村別の状況【表 4】

○ 保育サービス利用児童数の増加が大きい区市町村（前年からの増加数）

①江東区 885 人                      ②練馬区 685 人                      ③世田谷区 618 人

○ 待機児童数が多い区市町村

①世田谷区 1,109 人                      ②大田区 613 人                      ③板橋区 515 人

○ 待機児童数の増加が大きい区市町村（前年からの増加数）

①世田谷区 225 人                      ②大田区 175 人                      ③目黒区 115 人

○ 待機児童数の減少が大きい区市町村（前年からの減少数）

①杉並区 ▲169 人                      ②港区 ▲150 人                      ③江東区 ▲101 人

都は、区市町村が保育サービスの短期集中的な拡充に取り組めるよう、施設整備に係る都独自の支援策や都有地の活用などを推進しています。

また、今年度は、保育所の施設整備に係る事業者や区市町村の負担のさらなる軽減、定期借地権を利用した保育所整備に係る区市町村への補助率のかき上げのほか、株式会社やNPO法人などが行う施設整備に対する新たな独自補助を実施しています。

#### 【問合せ先】

福祉保健局少子社会対策部保育支援課

担当：西尾、小川

電話 03-5320-4128（直通）

都庁内線 32-750、32-781

表1 保育サービス利用児童数の状況  
(東京都保育計画(平成22~26年度)進捗状況)

区 分	利用児童数(人)								就学前 児童人口 (人) (b)	利用率 (%) (a/b)
	認可 保育所	認証 保育所	認定 こども園	家庭的 保育事業	小規模 保育事業	定期利用 保育事業	区市町村 単独施策	合 計 (a)		
平成22年4月	172,797	15,744	1,375	1,455		12	2,149	193,532	601,368	32.2%
平成23年4月	178,955	17,399	1,880	1,646		206	2,336	202,422	609,128	33.2%
前年からの増	6,158	1,655	505	191		194	187	8,890	7,760	1.0%
平成24年4月	185,263	20,065	2,365	1,866		588	2,494	212,641	615,228	34.6%
前年からの増	6,308	2,666	485	220		382	158	10,219	6,100	1.4%
平成25年4月	193,150	21,796	2,915	2,027		817	2,629	223,334	619,557	36.0%
前年からの増	7,887	1,731	550	161		229	135	10,693	4,329	1.4%
平成26年4月	202,008	22,608	3,304	2,394	676	932	2,989	234,911	625,347	37.6%
前年からの増	8,858	812	389	367	676	115	360	11,577	5,790	1.6%
保育計画 平成27年4月								228,500		
5年間の増								35,000		

(注1) 利用児童数は各年4月現在

(注2) 就学前児童人口は、各年1月現在(外国人人口を含まない)

(注3) 認定こども園の利用児童数は、幼保連携型を構成する幼稚園の保育に欠ける子、幼稚園型の保育に欠ける子(認証保育所利用児童を除く)の合計

表2 保育所等の設置状況

区分	認可保育所				認証保育所			
	施設数(所)	対前年 増減	定員(人)	対前年 増減	施設数(所)	対前年 増減	定員(人)	対前年 増減
平成21年	1,705	+16	169,184	+2,632	448	+38	14,161	+1,438
平成22年	1,740	+35	173,532	+4,348	528	+80	17,307	+3,146
平成23年	1,800	+60	181,384	+7,852	598	+70	19,988	+2,681
平成24年	1,855	+55	186,698	+5,314	652	+54	22,036	+2,048
平成25年	1,915	+60	193,757	+7,059	694	+42	23,519	+1,483
平成26年	2,019	+104	203,170	+9,413	719	+25	24,527	+1,008

(注) 各年4月現在

表3 保育所待機児童等の状況

(1) 保育所待機児童数の推移

区分	待機児童数（人）						対前年増減 （人）
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上		
平成21年	7,939	1,334	3,877	2,036	538	154	+2,460
平成22年	8,435	1,635	3,873	2,155	648	124	+496
平成23年	7,855	1,576	3,715	1,827	615	122	△580
平成24年	7,257	1,358	3,487	1,698	613	101	△598
平成25年	8,117	1,637	3,883	1,691	752	154	+860
平成26年	8,672	2,151	4,046	1,701	588	186	+555

(注) 各年4月現在

(2) 保育所入所申込率の推移

区分	就学前児童人口 （人）	保育所入所申込 者数（人）	保育所入所申込率（%）	
				対前年増減
平成21年	594,272	183,779	30.9	+1.2
平成22年	601,368	190,645	31.7	+0.8
平成23年	609,128	197,788	32.5	+0.8
平成24年	615,228	205,091	33.3	+0.8
平成25年	619,557	214,510	34.6	+1.3
平成26年	625,347	226,437	36.2	+1.6

(注1) 就学前児童人口は、各年1月現在（外国人人口を含まない）

(注2) 保育所入所申込率は、就学前児童人口に占める保育所入所申込者数の割合

(3) 待機児童の保護者の状況

主に保育にあたる者の状況	待機児童数（人）	構成比（%）
就労中（常勤）	3,776	43.5
就労中（非常勤）	1,656	19.1
求職中	2,573	29.7
その他（出産・看護等）	667	7.7
計	8,672	100.0



表4 区市町村別の状況

区市町村名	平成26年4月1日				平成25年4月1日				増減			
	就学前 児童人口	保育サー ビス利用 児童数	就学前 児童人口 比率	待機 児童数	就学前 児童人口	保育サー ビス利用 児童数	就学前 児童人口 比率	待機 児童数	就学前 児童人口	保育サー ビス利用 児童数	就学前 児童人口 比率	待機 児童数
千代田区	2,663	1,018	38.2%	0	2,442	913	37.4%	4	221	105	0.8%	△ 4
中央区	7,770	3,202	41.2%	135	7,320	2,812	38.4%	193	450	390	2.8%	△ 58
港区	13,042	4,844	37.1%	45	12,497	4,311	34.5%	195	545	533	2.6%	△ 150
新宿区	11,545	4,976	43.1%	152	11,201	4,703	42.0%	176	344	273	1.1%	△ 24
文京区	10,035	3,348	33.4%	104	9,466	3,120	33.0%	96	569	228	0.4%	△ 8
台東区	7,091	2,582	36.4%	126	6,959	2,467	35.5%	46	132	115	0.9%	△ 80
墨田区	11,111	5,015	45.1%	157	11,100	4,835	43.6%	181	11	180	1.5%	△ 24
江東区	25,763	10,609	41.2%	315	25,045	9,724	38.8%	416	718	885	2.4%	△ 101
品川区	17,879	7,483	41.9%	128	17,383	6,940	39.9%	62	496	543	2.0%	△ 66
目黒区	12,051	3,908	32.4%	247	11,649	3,644	31.3%	132	402	264	1.1%	△ 115
大田区	31,909	11,399	35.7%	613	31,550	10,916	34.6%	438	359	483	1.1%	△ 175
世田谷区	42,445	13,092	30.8%	1,109	41,554	12,474	30.0%	884	891	618	0.8%	△ 225
渋谷区	9,235	3,473	37.6%	120	8,863	3,131	35.3%	73	372	342	2.3%	△ 47
中野区	11,816	4,398	37.2%	241	11,424	4,096	35.9%	147	392	302	1.3%	△ 94
杉並区	22,953	7,675	33.4%	116	22,472	7,119	31.7%	285	481	556	1.7%	△ 169
豊島区	9,944	3,990	40.1%	240	9,617	3,667	38.1%	270	327	323	2.0%	△ 30
北区	13,748	6,039	43.9%	69	13,361	5,601	41.9%	125	387	438	2.0%	△ 56
荒川区	9,708	4,563	47.0%	8	9,633	4,340	45.1%	37	75	223	1.9%	△ 29
板橋区	24,615	10,110	41.1%	515	24,297	9,703	39.9%	417	318	407	1.2%	△ 98
練馬区	34,867	11,814	33.9%	487	34,798	11,129	32.0%	578	69	685	1.9%	△ 91
足立区	32,267	11,828	36.7%	330	32,434	11,429	35.2%	294	△ 167	399	1.5%	△ 36
葛飾区	21,070	9,054	43.0%	111	21,205	8,716	41.1%	38	△ 135	338	1.9%	△ 73
江戸川区	35,809	11,260	31.4%	298	36,241	11,062	30.5%	192	△ 432	198	0.9%	△ 106
八王子市	26,218	10,995	41.9%	231	26,963	10,716	39.7%	253	△ 745	279	2.2%	△ 22
立川市	8,760	3,673	41.9%	95	8,824	3,577	40.5%	88	△ 64	96	1.4%	△ 7
武蔵野市	6,719	2,120	31.6%	208	6,368	1,919	30.1%	181	△ 351	201	1.5%	△ 27
三鷹市	8,959	3,095	34.5%	179	8,771	2,936	33.5%	160	△ 188	159	1.0%	△ 19
青梅市	5,882	3,219	54.7%	29	6,146	3,286	53.5%	19	△ 264	△ 67	1.2%	△ 10
府中市	13,859	5,021	36.2%	233	13,821	4,831	35.0%	181	△ 38	190	1.2%	△ 52
昭島市	5,634	2,585	45.9%	65	5,678	2,544	44.8%	46	△ 44	41	1.1%	△ 19
調布市	11,678	4,154	35.6%	288	11,780	3,954	33.6%	249	△ 102	200	2.0%	△ 39
町田市	20,840	6,815	32.7%	203	21,282	6,570	30.9%	257	△ 442	245	1.8%	△ 54
小金井市	5,721	1,793	31.3%	257	5,504	1,697	30.8%	188	△ 217	96	0.5%	△ 69
小平市	9,748	3,063	31.4%	167	9,560	2,847	29.8%	174	△ 188	216	1.6%	△ 7
日野市	9,198	3,583	39.0%	188	9,181	3,497	38.1%	155	△ 17	86	0.9%	△ 33
東村山市	7,519	2,548	33.9%	97	7,763	2,408	31.0%	81	△ 244	140	2.9%	△ 16
国分寺市	5,664	2,141	37.8%	77	5,530	1,961	35.5%	53	△ 134	180	2.3%	△ 24
国立市	3,307	1,283	38.8%	34	3,312	1,278	38.6%	32	△ 5	5	0.2%	△ 2
福生市	2,506	1,344	53.6%	5	2,549	1,335	52.4%	0	△ 43	9	1.2%	△ 5
狛江市	3,545	1,225	34.6%	99	3,407	1,120	32.9%	47	△ 138	105	1.7%	△ 52
東大和市	4,566	2,023	44.3%	14	4,596	1,945	42.3%	79	△ 30	78	2.0%	△ 65
清瀬市	3,457	1,321	38.2%	40	3,423	1,234	36.1%	52	△ 34	87	2.1%	△ 12
東久留米市	5,498	2,022	36.8%	84	5,427	1,961	36.1%	120	△ 71	61	0.7%	△ 36
武蔵村山市	3,921	1,972	50.3%	21	4,101	1,985	48.4%	46	△ 180	△ 13	1.9%	△ 25
多摩市	7,036	2,796	39.7%	116	6,825	2,690	39.4%	75	△ 211	106	0.3%	△ 41
稲城市	5,073	1,884	37.1%	33	5,162	1,848	35.8%	50	△ 89	36	1.3%	△ 17
羽村市	2,880	1,382	48.0%	3	2,928	1,358	46.4%	6	△ 48	24	1.6%	△ 3
あきる野市	4,064	1,823	44.9%	31	4,166	1,825	43.8%	35	△ 102	△ 2	1.1%	△ 4
西東京市	9,827	3,231	32.9%	193	10,036	3,098	30.9%	184	△ 209	133	2.0%	△ 9
瑞穂町	1,444	708	49.0%	7	1,432	680	47.5%	1	△ 12	28	1.5%	△ 6
日の出町	1,012	558	55.1%	9	992	546	55.0%	26	△ 20	12	0.1%	△ 17
檜原村	65	47	72.3%	0	69	48	69.6%	0	△ 4	△ 1	2.7%	△ 0
奥多摩町	109	85	78.0%	0	110	72	65.5%	0	△ 1	13	12.5%	△ 0
大島町	367	255	69.5%	0	364	242	66.5%	0	△ 3	13	3.0%	△ 0
利島村	23	17	73.9%	0	23	16	69.6%	0	0	1	4.3%	△ 0
新島村	113	54	47.8%	0	113	53	46.9%	0	0	1	0.9%	△ 0
神津島村	116	51	44.0%	0	102	58	56.9%	0	△ 14	△ 7	△ 12.9%	△ 0
三宅村	108	53	49.1%	0	114	58	50.9%	0	△ 6	△ 5	△ 1.8%	△ 0
御蔵島村	31	10	32.3%	0	31	9	29.0%	0	0	1	3.3%	△ 0
八丈町	329	210	63.8%	0	363	222	61.2%	0	△ 34	△ 12	2.6%	△ 0
青ヶ島村	4	3	75.0%	0	6	3	50.0%	0	△ 2	0	25.0%	△ 0
小笠原村	211	69	32.7%	0	224	55	24.6%	0	△ 13	14	8.1%	△ 0
合計	625,347	234,911	37.6%	8,672	619,557	223,334	36.0%	8,117	5,790	11,577	1.6%	555

(注1) 就学前児童人口は、東京都総務局発行「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日現在）」による。

(外国人人口を含まない。)

(注2) 保育サービス利用児童数は、認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、定期利用保育事業、区市町村単独保育施策の合計。各保育施策の定員数の合計とは異なる。

(注3) 認定こども園の利用児童数は、幼保連携型を構成する幼稚園の保育に欠ける子、幼稚園型の保育に欠ける子（認証保育所の利用児童を除く）の合計

## 保育所における准看護師配置について



佐賀県くらし環境本部

こども未来課

### 保育所における看護師等の配置に係る現在の取扱い

0歳児4人を入所させる保育所においては、1人に限って看護師等を保育士とみなすことができる。

※従来0歳児6人を入所させる保育所が対象であったが、H26.2に佐賀県が認定を受けた特区が全国展開され、6人→4人に緩和された。

-  疾病等に対する抵抗力が弱く、体調の変化が大きい0歳児に対する適切な健康管理が可能となる
-  国も、0歳児を入所させる保育所に対し、通知により看護師等の配置を求め  
ている

## 現状

### ▶ 看護師配置に係る県の取組

- ・当初0歳児6人を入所させる保育所対象とした「みなし規定」について、特区制度を活用し、0歳児4人を入所させる保育所まで拡大
  - ・県条例で、看護師配置について努力義務を課す
- ### ▶ 看護師配置の実績

看護師の配置を希望した175施設のうち、看護師等を配置している保育所は85施設に留まっている。

### ▶ 佐賀県における待機児童の状況

保育士不足を原因とする待機児童が全体の5割を占める。(H26.4現在)

## 看護師等の配置に係る課題

### ▶ 看護師も人材確保が困難

平成26年度において、521.1人の看護職員が不足する見込み(常勤換算)

※「佐賀県保健医療計画[第6次]」(平成25年4月策定)より

### ▶ 看護師と保育士の任用単価差

保育所運営費の算定において、看護師と保育士の任用単価差が考慮されない。  
《所定内給与 看護師：265.2千円 保育士：177.1千円 (准看護師：201.8千円)》

※『賃金構造基本統計調査(平成24年厚生労働省調査)』佐賀県 所定内給与 女より

## 現場の声

- ▶ 佐賀県保育会から、看護師の人材がスムーズに確保できるための助力について、要望があっている。
- ▶ 保育所からは、
  - ・看護師を（一般的な看護師の水準より低い給与で）募集してもなかなかみつからない
  - ・保育士との任用単価差が小さい准看護師の方が採用しやすい
  - ・保育所運営費において、看護師と保育士の任用単価差が考慮されていない中で、看護師の採用に見合う給与の提示は困難という声を聞いている。

## 准看護師を保育士定数に算入することの効果

- ▶ 保育所における看護職員の配置が進み、疾病等に対する抵抗力が弱く、体調の変化が大きい0歳児に対する適切な健康管理が可能となるなど、安全・安心な保育所運営が可能となる。
- ▶ 保育士不足が叫ばれる中、准看護師を最低基準上の配置職員数にカウントできることによって、より多くの0歳児の受入れが可能となり、待機児童の解消に寄与する。

## 准看護師の配置に係る厚生労働省の 見解（20次・21次）

- 保育士定数は、本来保育士によって定数を満たすべき。
- 准看護師が研修等を受けたとしても、保育士と同等と扱うことはできない。
- 准看護師が療養上の世話をする際、医師等の指示が必要であるが、保育所の嘱託医は常駐ではなく、必ずしも適切な指導を受ける体制とは言えない。
- 「病児・病後児保育事業」では准看護師の配置を認めているが、これは、あくまで看護を担当する職員としてであり、保育を担当する職員としてではない。

## 佐賀県の考え方

- 保育士とみなすことができる看護師と、准看護師について、「保育」に係る専門性の差はない。  
※両資格の受験科目に「児童福祉」等保育に関する試験科目が課されているわけではない。
- 配置目的が「看護」である「病児・病後児保育事業」においては、医師の常駐が求められていない一方で、准看護師の配置が認められている。



看護師に准看護師を含めても、保育能力が低下することはない



# 認可外保育施設の届出受理等の市町村への移譲

移譲事務	認可外保育施設の設置届出の受理、報告徴収、立入検査、改善勧告等
本県の移譲状況	<p>法令移譲の指定都市・中核市以外の全61市町村 に特例条例により権限移譲済（平成23年度に移譲完了）</p>
効果等	<p>○保育の実施主体である市町村が処理することで、事業者に対する指導監督や保護者への事業者情報提供など、迅速で的確な対応ができています。</p> <p>○移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって支障は生じていません。</p> <p>※県では、市町村に「埼玉県認可外保育施設指導監督要領」、「認可外保育施設立入調査マニュアル」を提供するなど、市町村の事務処理を支援している。</p> <p>○子ども・子育て支援新制度への円滑な移行 新制度（平成27年4月施行予定）では、認可外保育施設を新たに創設される「地域型保育事業（市町村認可）」などへ移行させることにより、保育提供体制を充実させることとしている。 認可外保育施設の届出受理等の市町村への移譲により、新制度への移行が円滑に行われる。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>【現行制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認可外保育施設</li> <li>・事業所内保育施設</li> <li>・バビーホテル</li> <li>・その他の認可外保育施設</li> </ul> </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">↑</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【新制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認可保育所（県・指定都市・中核市認可）</li> <li>認定こども園（県・指定都市・中核市認可）</li> <li>地域型保育事業（市町村認可）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育事業</li> <li>・家庭的保育事業</li> <li>・居宅訪問型保育事業</li> <li>・事業所内保育事業</li> </ul> </li> </ul> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">市町村は保育緊急確保事業により、移行を財政支援</p>

現行法では都道府県の権限となっているが、事務の内容や権限移譲の状況を踏まえ、都道府県と市町村の法律上の役割分担を見直すべき

## 地方分権改革に関する提案書「別紙」

提案事項：旅館業からの暴力団排除のための旅館業法の改正

提案県：福岡県、九州地方知事会

### 【 具体的な支障事例等について 】

- ① 指定暴力団傘下の組長に対し、会費名目で集めた金員を上納する団体が存在することが判明。その団体の幹部が、旅館業を営む会社の取締役であったが、旅館業法に、暴力団員又は暴力団と密接に関係する者に対する排除規定がなく、また、指定又は取消基準が限定的に定められていることから、排除することができない事例(法人としては1団体)があったもの。
- ② 現在、全国的に暴力団排除条例が制定され、暴力団が会合を開く会場として、ホテル・旅館等の利用を認めることは、暴力団への利益供与に該当し暴排条例違反となるため、暴力団の利用は困難となっている状況にある。  
よって、会場を確保するために、暴力団が旅館等を経営するケースや大規模な建物を購入するケースもある。
- ③ 暴力団の旅館経営は、暴力団の資金源となることとはもちろんのこと、抗争事件による旅館襲撃等も想定されるところであり、その場合は一般宿泊者が事件に巻き込まれる危険性も高く、旅館業において暴力団排除を徹底することは極めて重要である。  
※ 佐賀県唐津市において、暴力団幹部が社長を務める会社が、温泉宿泊施設を運営している事例有り  
※ 本県北九州市を本拠に持つ指定暴力団が、ホテルや宴会場が使いづらくなったことから、集会所として事務所を開設したとの報道がなされた事例有り

### 【 旅館業法に規定しなければならない必要性について 】

- ① 旅館業法第1条に法の目的として、公衆衛生の維持と同時に、「旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により」「旅館業の健全な発達を図る」ことが規定されている。  
業の健全な発達を図る上で、地域における支障事例を排除することは必要なことである。福岡県としては、暴力団関係者が業界に存在することにより、業務の運営が曲げられ、健全な発展を確保することができないことは明白であると考えている。
- ② 法の目的として、「業の健全な発達」が規定されている以上、同法において暴力団排除が行えるようにすることが必要である。  
同様に、業の健全な発達を阻害する要因を排除するには、同法の中で規定することが不可欠と考える。
- ③ また、旅館業法の規定によらない形で条例を制定し、その条例により旅館業の規制を行った場合、司法において、法を超える規制自体が違法とされる恐れがある。  
例としては、平成26年2月25日の京都地裁での判決として、風俗案内業条例の規定が、風営法を超える規制を行っていることをもって、「営業の自由を合理的裁量を超えて制限するもので違憲・無効」との判決がなされたというものがある。  
当県としては、このような判決が下されるリスクをできるだけ排除する必要があると考えている。

## 採石法に係る暴排事案

### 【佐賀県】

- 平成25年8月、警察から、知事部局に対して、A社が暴力団と関係がある旨連絡があり、県として、A社を入札指名停止するとともに、平成26年1月に産廃収集運搬業の許可の取消を行った(廃掃法)。
- A社は採石法の登録事業者であつてが、採石法には、暴力団排除条項がないため、この登録取り消しはできなかったところである。
- なお、佐賀県においては、平成26年3月に、県が行う許認可等について点検を行い、福祉施設の指定・認可基準、旅館業法の許可基準、公衆浴場法の許可基準、興行場法の許可基準、化製場法の許可基準、と畜場法の許可基準、動物愛護法の登録基準、卸売市場の許可基準、屋外広告物の登録基準などに暴力団排除条項を設ける条例改正を行ったところである。
- これにより、反社会的存在である暴力団の排除に向けた取組が強化されることが期待されている。

### 【福岡県】

- 平成22年度に警察からの情報により、福岡県において、指定暴力団傘下の組長に対し、会費名目で集めた金員を上納する団体が存在することが判明。
- その団体の幹部が、採石業を営む会社の取締役であつたが、採石法に、暴力団員又は暴力団と密接に関係する者に対する排除規定がなく、また、登録又は取消基準が限定的に定められていることから、排除することができない事例(3社)があつた。



## 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会(ヒアリング資料)

### 1.提案事項

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限の移譲(管理番号369)

### 2.支障事例

地域においては、エネルギーの効率的利用(省エネルギー)とともに、エネルギーの多様化・分散化に寄与する再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組みを強化しているが、以下のような支障が生じている。

#### ①再生可能エネルギー発電設備の電力網への系統連系制約への対応

再生可能エネルギー発電事業を計画する事業者から、電力会社との系統連系協議に関して、審査状況に関する照会や、審査結果\*に関する相談が多く寄せられている。

しかし、都道府県には、電力会社からの報告徴収(法第40条)、指導・助言(法第4条、第5条)を行う権限がないため対応ができない。

##### \* 審査結果に関する相談例

- ・系統連系量が上限に達しているとの理由で接続が認められなかった
- ・接続にあたって多額の工事費用を請求された 等

※再生可能エネルギーの普及拡大に伴い、系統連系に制約が生じている地域が拡大しており、事業者からの相談等が増えることが想定される

#### ②再生可能エネルギー発電設備の立地に関する対応

再生可能エネルギー設置のための造成工事等を原因とする土砂の流出、出水による被害などについて相談が寄せられている。

また、世界文化遺産への登録を目指す地域などにおいて、景観上の配慮を求めることができないかとの相談が寄せられている。

しかし、都道府県には、再生可能エネルギー発電事業者からの報告徴収、立入検査(法第40条)を行う権限がないため対応ができない。

### 3.地方分権改革の必要性

分散型である再生可能エネルギー普及促進のためには、国における取組みの他、より現場に近い地方における取組みも重要。

事業者や地元住民などからも都道府県に多くの相談が寄せられていることを踏まえ、指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として移譲することを求める。

# 地方分権有識者会議 説明資料(ビジネス関係)

平成26年8月19日  
佐賀県

# 1. ビジネスジェットとは

# ビジネスジェットは世界で欠くことのできなツールです。

「ビジネスジェット」＝「空の自家用車、空のハイヤー」

○ 『時間』の価値が高くなってきている現在、ビジネスジェットの価値と評価が高まっています。



いつでも

どこへでも

速く

効率性

快適性

機密性

特長

所要日数・時間の短縮(空港での待機時間の短縮 等)

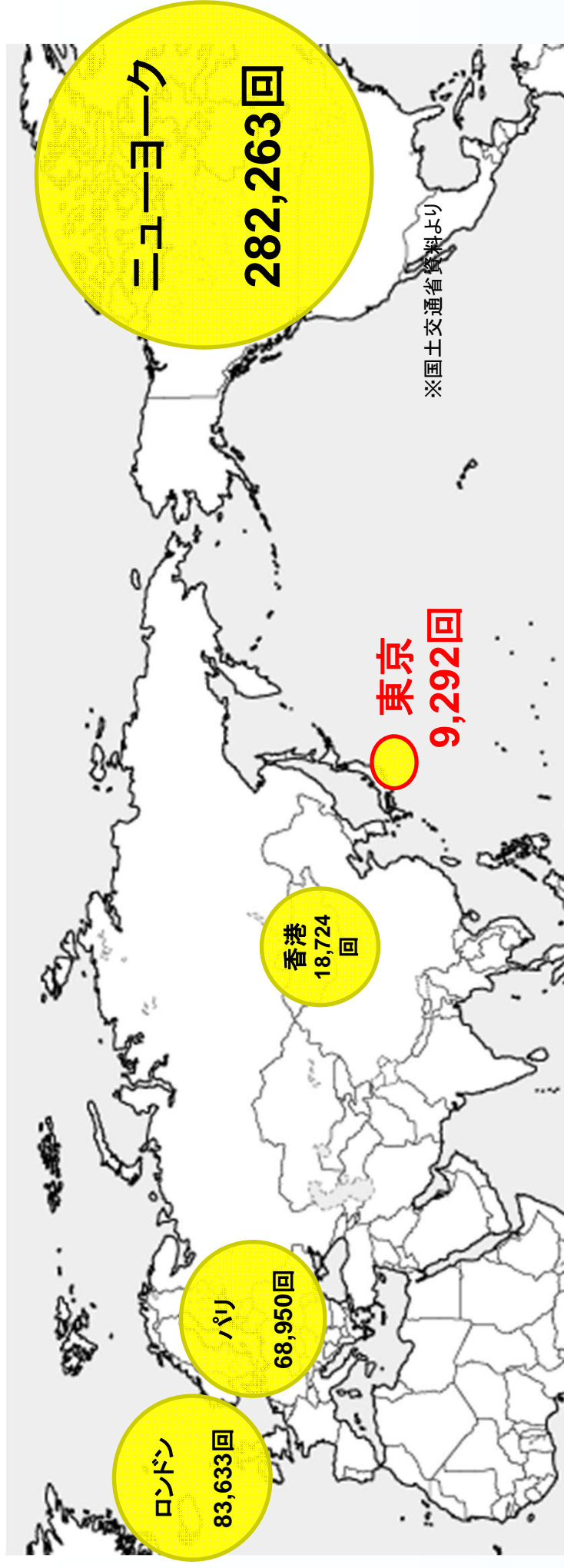
機内時間の有効活用  
(機内での会議「移動するオフィス」として利用 等)

完全な秘密性の確保(一般利用者と異なる導線 等)

# 日本のビジネス機受入は諸外国と比べて少ない状況です。

マイエアポート  
有明佐賀空港  
ARIAKE SAGA AIRPORT

■世界のビジネスジェット機の発着回数(2011年)



日本はビジネスジェット機の発着回数が諸外国と比べて少ない現状

ビジネスジェット環境を整えることで、日本全体にビジネスチャンスの可能性



## 2. 佐賀県のめざす姿

## 佐賀県総合計画2011（佐賀県政策カタログ2011）

### ■ 国際化の推進

⇒ 有明佐賀空港：海外の主要都市と佐賀県との間を直接結ぶ交通手段の整備・充実  
『ビジネスジェットの受入体制を整える』

## 佐賀県国際戦略（2011年策定、2014年改訂）



## 佐賀県観光戦略（2014.6月策定）

### 目標・成果指標

- リピート意向率100%を目指す
- 佐賀県内の外国人宿泊者数を2016年に17.2万人にする

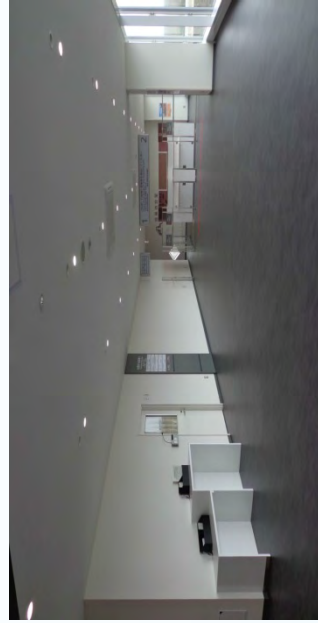


## POINT

九州本土の空港で唯一の県営空港 ⇒ 県の意思でスピードな施策推進が可能

### 国際線専用施設整備

- 2013年12月運用開始



### LCC拠点空港化

- 東アジア路線誘致

○ 佐賀-上海(浦東)線

- ・ 2011年1月就航
- ・ 春秋航空
- ・ 週3往復

○ 佐賀-ソウル線(仁川)線

- ・ 2013年12月就航
- ・ tway航空
- ・ 週3往復

### ビジネスジェット誘致

- 受入態勢整備

○ FBO(運航支援会社)への  
営業活動

○ 国に対する規制緩和の働  
きかけ



# 国際ビジネス機受け入れ整備による目指す姿

ビジネス機ユーザーは、情報発信力が大きいユーザーが多いため、国際ビジネス機受入体制が実現すれば世界での佐賀空港及び佐賀県の知名度は大きく向上



佐賀県内で世界規模の会議やイベントなどの誘致

ビジネスジェット需要創出

### 3. ビジネスジェット誘致への課題とその解決に向けて

# ビジネスジェット受入への課題

## 制度上

有明佐賀空港は国が外国人が出入国する空港として指定していることから、原則として自由に国際ビジネス機の運航が可能。



## 課題

CIQについては国際便の運航にあわせた出張対応となっているため、実際の国際ビジネス機運航にあたってはCIQ機関との事前の調整が必要となり、迅速で自由な運航を阻害する要因となる可能性。

※CIQ: 出入国時の必須手続。税関、出入国管理、検疫。

参考：有明佐賀空港における国際線就航状況

佐賀－上海線	週3往復運航(月・水・土曜日)	到着 11:40	、	出発 13:10
佐賀－ソウル線	週3往復運航(日・水・金曜日)	到着 16:10	、	出発 17:10

# 課題解決に向けて

具体例：ビジネスジェット運航支援会社の声（佐賀県聞取り）

CIQが整っている首都圏空港は、混雑していて希望通りに利用できない…。

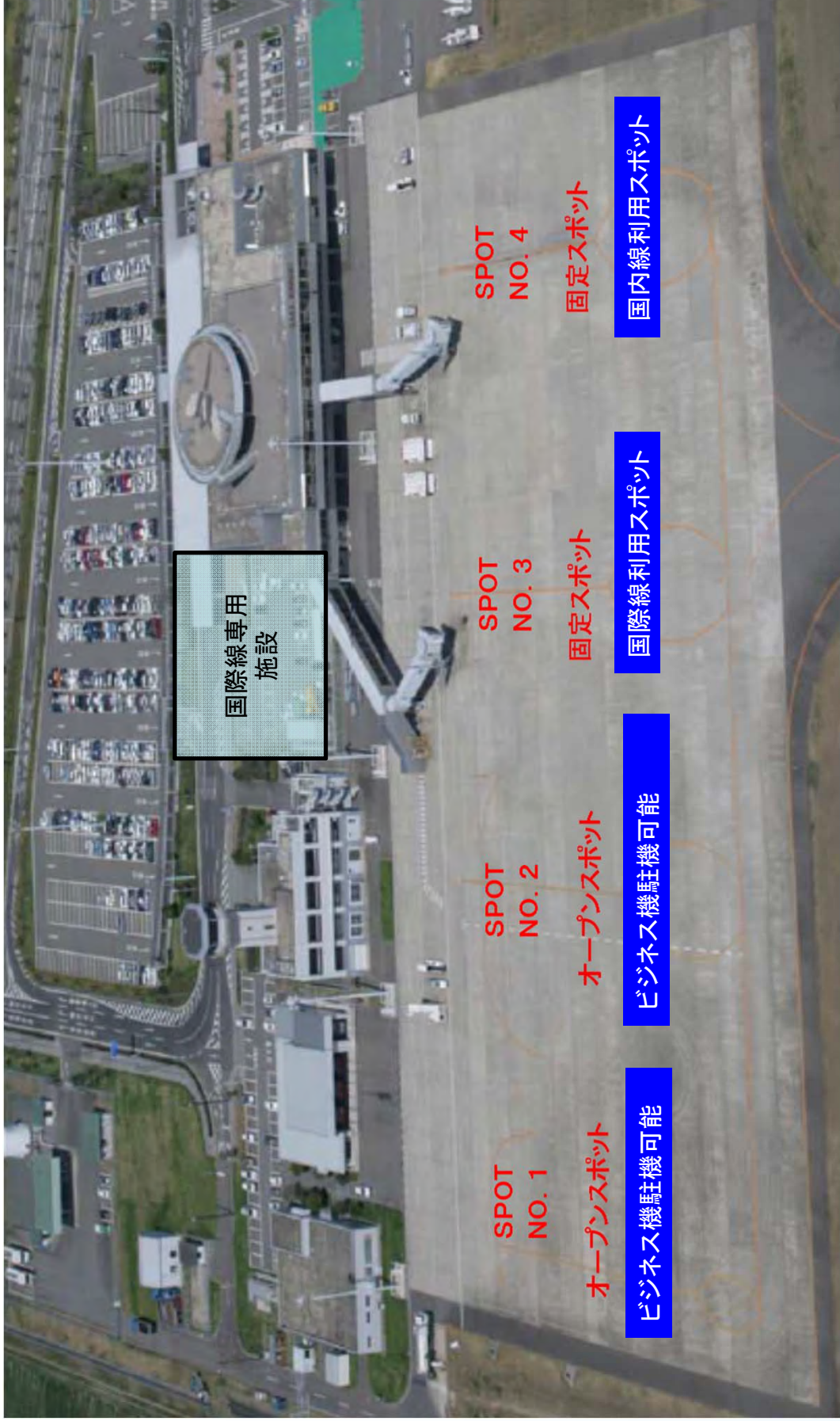
駐機スポットの自由度が高い地方空港の利用はCIQ体制が不安…。

## 【提案】ビジネスジェットに限りCIQ業務を国から地方へ権限移譲

- 県営空港として利用者ニーズにあわせた、迅速でフレキシブルなサービス提供対応が可能
- 発着枠、駐機スポットの有効活用

## 4. 参考資料

# (参考) スポットの状況



## (参考) 九州内でのC I Q機関の対応状況 国際旅客定期便が運航している空港

空港名	税関	入管	検疫			国際線の運航状況	
			人	動物	植物	週	往復
福岡空港	常駐	常駐	常駐	常駐	常駐	週2	21往復
鹿児島空港	常駐			常駐	常駐	週1	1往復
<b>佐賀空港</b>						<b>週6</b>	<b>往復</b>
宮崎空港	常駐		常駐			週6	往復
長崎空港				常駐		週5	往復
熊本空港						週3	往復
大分空港						週2	往復

※「常駐」とは他の官署からの出張対応だけではなく、当該空港に勤務している常勤職員が少なくとも1人はいる官署

※空欄は全員が出張対応の空港

※佐賀県調べ：平成26. 5. 1現在